

# ソーシャルメディア利用チェックリスト

あなたが利用しているソーシャルメディアサービスのプライバシー設定や過去の投稿を、以下のチェックリストを用いて、もう一度確認してみてください。

- 利用しているサービスは、「何のために利用するのか」が明確になっている。
- 利用しているサービスは、「どういった内容を発信するのか」が明確になっている。
- 利用しているサービスは、「どういった人たちとつながりを持つのか」が明確になっている。
- 利用するサービスの規約を読み、理解した。
- パソコンでプライバシー設定を再確認した。  
(スマホからでは、設定できない項目が多々あります。)
- あなたの個人情報や投稿記事、画像が、意図しない人たちから閲覧できないプライバシー設定になっている。  
(自分のサイトが第三者からどのように見えるのか、チェックしてください。)
- これまでに、差別的、誹謗中傷と受け止められる発言、生徒の成績やプライバシーに関する投稿は、していない。
- 投稿した画像に他人が写っている場合、許可を取ってある。
- 当校の児童・生徒、保護者が、これまでの投稿記事をもとにあなたを評価しても、問題がない。  
(品位に欠ける投稿はしていない。)
- 勤務時間内に私的なソーシャルメディアサービスを利用していない。
- ソーシャルメディア上でも、サービス義務の違反はしていない。



すべての項目にチェックがつかなかった方、利用を見直しましょう。

## ■ サービス義務について

当校の教職員は、地方公務員であることから地公法の規定が適用されます。さらに教育公務員については、職務の特殊性から教特法で政治的行為の制限についての特例も定められています。これは、ソーシャルメディア上の行動、発言でも適用されます。

### ① 信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。(地公法第 33 条)

### ② 秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。(地公法第 34 条第 1 項)

### ③ 職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。(地公法第 35 条)

### ④ 政治的行為の制限

職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。職員は、公選による公職の候補者となることができない。職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。(国公法第 102 条)

教職員が安心してインターネットを利用するための

# ソーシャルメディア利用のガイドライン

## 本ガイドライン作成の目的

Twitter や Facebook に代表されるソーシャルメディアは、私たちの生活において欠かすことにできない情報伝達手段となりつつあります。児童・生徒へ情報モラル教育の一環として注意喚起を行う一方、教育現場における研究成果の公表や、教員同士での意見交換等、教職員でも積極的に活用する姿が多々見られるようになってきました。

巷では、個人のソーシャルメディア上での振る舞い・発言が、社会的に大きな問題となる事例が頻繁に発生しています。教職員がソーシャルメディアを私的に利用する際に、適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、以下のとおり、教職員向けのソーシャルメディアガイドラインを策定し、遵守を求めます。

## ソーシャルメディアとは

インターネット上で個人の発信をもとにコミュニケーションを行うことが可能なメディアをいいます。誰もが参加でき、情報発信を行うことで、ユーザの繋がりが発生し、情報が不特定多数のユーザに拡散し、双方向のコミュニケーションが発生することが特徴です。

### ソーシャル・ネットワーク・サービス

Facebook (フェイスブック) mixi (ミクシィ)、GREE (グリー)、mobage (モバゲー)、Google+ (グーグルプラス) など

ユーザ同士のつながりを促進し、双方向のコミュニケーションを目的としたコミュニティサービスを指します。実名で登録するものと匿名を基本とするもの、誰でも参加できるものと招待がないと加入できないものがあります。

### ブログサービス

Ameba (アメーバ) ブログ、ライブドアブログ など

日々更新する日記的な Web サイトを指します。公開、限定公開、非公開という設定は可能ですが、基本的には、誰にでも公開され、閲覧者が自由にコメントをすることができます。

### ミニブログサービス

Twitter (ツイッター)、アメーバなう など

140 文字程度の短いテキストで投稿するサービスを指します。実名、匿名は自由で、手軽に発言することができます。

### 無料通話サービス

LINE (ライン)、comm (コム) など

スマートフォン、携帯電話、パソコンで使える無料通話サービス。基本的に閉鎖されたコミュニケーションサービスですが、SNS、ミニブログのような機能も増えてきています。

### その他のサービス

動画共有サービスの YouTube (ユーチューブ)、電子掲示板の 2ちゃんねる、ナレッジコミュニティの Wikipedia (ウィキペディア) などもソーシャルメディアに含まれます。



# ソーシャルメディア利用のガイドライン

1

## そんなはずないでしょう!! でも規約に書いてある

サービスの特性と利用規約を理解して利用すること。

ソーシャルメディアのサービスには、様々な特徴があります。個人の投稿を不特定多数のユーザに開示するものと友達に向けて発信するものでは、慣習やマナーが異なります。また、利用規約を読むと、サービス事業者があなたの個人情報を別の目的で利用することを承諾する内容がある場合があります。読みにくいものですが、後悔しないために特に個人情報の取り扱いについてはしっかりと利用規約を確認してください。そして、それぞれのサービスの特性に合わせた使い方をしましょう。

2

## 仲間だけ ... のつもりが世界に発信

あなたの発言は、世界中から見られています。それを意識した発言にすること。

学校での出来事、児童・生徒とのやり取りなど、限定された仲間に発信しているつもりが、保護者、児童・生徒に見られて問題になった事例があります。差別的、誹謗中傷と受け止められる発言、児童・生徒の成績やプライバシーに関する投稿は行わないよう、特に注意してください。

また、ネットの世界では匿名でも本人を特定することができます。脅迫や爆破予告した犯人が捕まるのも特定できるからです。匿名だと思っているのは自分だけで、周りの人は皆本人を知っているということもありますので、よく注意してください。

3

## 消したはず、誰かが複製とっている

一度投稿した発言や画像は完全に削除することはできません。慎重に投稿すること。

削除したいと思ったときには、あなたの投稿は、世界のどこかに記録されています。ソーシャルメディアサービスから投稿を削除したとしても、既に複製をとった人もいる可能性があります。そのため、一度投稿したら、完全に削除することはできないと考えてください。あなたの発言が半永久的に残ることを考えて、慎重に投稿してください。

4

## プライバシーの設定、奥深い

プライバシー設定は、ソーシャルメディアを利用する目的に合わせること。

まずは「何のためにソーシャルメディアを利用するのか」を明確にしましょう。例えば、仕事に関する発言をするサービスと私的な発言をするサービスを使い分けることを推奨します。

プライバシー設定は、個人の基本情報と投稿内容を、それぞれ一般公開や限定公開するという設定ができます。目的と発信する内容に合わせたプライバシー設定をしましょう。

特に実名で登録してある場合、またはプロフィールなどから本人が特定可能な場合は、誰にどのように見られているのか、設定をもう一度確認してください。SNSの初期設定では、一般公開されていることが多いのです。

5

## 私見でも所属の意見と間違われ

私的利用であることを明確にすること。

プロフィールやアカウントの説明に所属校を記するか否かについては、各人の判断にゆだねます。ただし、明記している場合、又は容易に所属が推測できる場合は、所属校としての正式な見解や回答ではないことを明記（免責文）し、一人称を使用してください。

6

## 子供たち、保護者とのつながり誤解され

児童・生徒、保護者とのソーシャルメディア上のつながりは、禁止。

教職員は、仕事柄関係のある保護者や児童・生徒からのつながり（ソーシャルメディア上の「友達」「友人」）は、持たないようにしてください。一部の保護者とつながりが、意図しない誤解に繋がる可能性があります。

相談等は直接会話することを心がけてください。児童・生徒、保護者からの相談等に、ソーシャルメディアのメッセージ機能等を用いてはいけません。やり取りの中で不用意な発言があった場合に、記録に残りトラブルになる可能性があります。また身元不確かな相手とのつながりも、気をつけてください。

7

## ネットでのトラブル、可燃性

トラブルの対応は、迅速かつ慎重にすること。

不用意な投稿で炎上するトラブルは、たくさん起きています。誤った情報や不適切な情報を、万が一発信してしまった場合は、発覚後、早急に訂正などの対応を行ってください。

ソーシャルメディア上の投稿や行動を批判される、または個人攻撃等をされた場合は、感情的な対応は控え、冷静に対処してください。状況によっては、速やかに学校長に報告し、対処の指示を仰いでください。

本ガイドラインにある他、学校の名誉及び信用を傷つけることや、教職員として品位に欠ける言動は慎み、良識ある発言・投稿を心掛けてください。

